

第 507 回 電力・ガス取引監視等委員会【第 1 部 公開開催】

議事録

日 時：令和 6 年 4 月 8 日(月) 15:01～15:09 ※2025/1/20 日付に誤りがあり差替

場 所：経済産業省 本館 6 階東 1 応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長 それでは、ただいまから「第507回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長 本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っています。

第 2 部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

また、本日、圓尾委員は遅れての御参加でございます。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長 今、御説明がありましたように「議事次第」において「第 2 部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、ただいまお話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、まず議題の 1 「電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更認可について」に関しまして、鍋島NW事業監視課長から御説明を、よろしくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、資料 3 について御説明いたします。「電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更認可について」です。

まず「1. 経緯」についてですけれども、3 月 21 日付けで広域機関から経済産業大臣に

対しまして、先ほど申し上げた業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請がありました。同年4月1日付けで、経済産業大臣から委員会に対しまして意見の求めがあったところでは。

「2. 変更の内容」で、こういった変更の認可申請があったかを書いておられますけれども、それぞれについて、業務規程に位置づけるもの、あるいは送配電等業務指針に位置づけるものがあります。

以降、第7点まで簡単に御説明いたします。

まず、最初の点は、「電気事業法・再生可能エネルギー電気特措法改正に伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）」です。

これは、先ほど電気事業法等を変えると申しましたが、いわゆるGX脱炭素電源法が2024年4月に施行されております。これに基づきまして、広域機関は送電線の整備計画に基づく資金の貸付け等を行うことになりまして、その規定の追加を行っております。規定の追加及び積立金の管理業務を広域機関の業務として位置づけるといったことになっております。

それから、(2)ですけれども、「容量市場の実需給開始に伴う変更（業務規程、送配電等業務指針）」ということで、これまでも、ルールについては整備してきたところですが、次のページに入りまして、追加オークションの運用などについて規定を追加するとともに、長期脱炭素電源オークションについて、これも運用関係ですけれども、準用規定から約定価格の公表を対象外とすることを規定します。

それから、広域機関が、容量拠出金の未払い事業者に対して催告を行うこと、また、催告に応じない事業者の名称を公表するといったことも規定いたします。

(3)の「供給計画に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）」ですが、これは、この供給計画から追加・変更になる調整力に関する計画書などを提出、共有いただく点を規定として追加しております。

それから、(4)の「予備電源制度に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）」ですが、予備電源調達等のプロセスについて広域機関で実施する、そういう方向性になっております。

その上で、この実施に当たっては、既存の電源入札等のスキームを活用する方向で整理がされているということで規定を追加しています。

それから、(5)ですけれども、「一般送配電事業者及び配電事業者の系統運用等に関す

る規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）」ということで、2024年4月から需給調整市場の商品拡大が行われるとともに、公募による調整力の調達（電源Ⅰなど）が廃止されておりますので、それに併せて所要の規定の変更を行っております。

それから、（6）ですけれども、「ローカル系統へのノンファーム型接続導入に伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）」も行っております。

それから、（7）ですが、「その他規程の変更（業務規程、送配電等業務指針）」ということで、書面で行っていた手続きについて、電磁的方法による手続きも可能にする旨の規定を追加しております。

3. の「認可申請に係る意見」ですけれども、これらの変更については、これまで、各審議会あるいは広域機関の中での検討会の議論、または、その法令の変更に伴うものなどがほとんどでありまして、あるいは業務効率化のようなものもありますが、いずれも問題はないと考えておりますので、委員会として、当該認可を行うことに異存がない旨を、経済産業大臣に回答することとしたいと考えておりますけれども、これにつきまして御審議いただければ幸いです。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

（質問、意見等：なし）

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として意見回答することとしてよろしいでしょうか。

（異論：なし）

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田中総務課長      ありがとうございます。事務局から1点、お伝えをいたします。

前回の委員会からの間に3件、書面開催を行っております。

「令和6年能登半島地震に伴う災害に係る託送供給等約款の特例認可について」、「一般

ガス導管事業の供給区域の変更許可について」及び「電気・ガス価格激変緩和対策に係る特定小売供給約款の特例認可等について」につき、それぞれ３月28日付けで認可等することに異存はない旨、経済産業大臣に回答をしております。

議事録につきましては、案が出来次第お送りしますので、御確認のほどをよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、これにて第１部を終了といたします。

——了——